

令和3年8月25日

大規模集客施設に対する営業時間短縮要請について

令和3年8月18日に要請した大規模集客施設への営業時間短縮等については、県の要請に応じ、令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで（計24日間）の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者を協力金の対象としておりましたが、今回、下記のとおり取り扱うこととします。

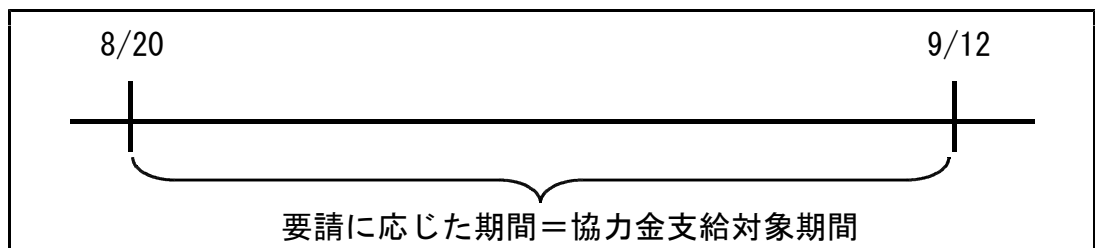
鹿児島県知事 塩田康一

記

以下の準備期間（※）を設けることとし、準備期間の翌日（令和3年8月27日（金））までに要請に応じ、かつ、9月12日（日）まで継続した場合は、要請に応じた日数分の協力金を支払うこととします。

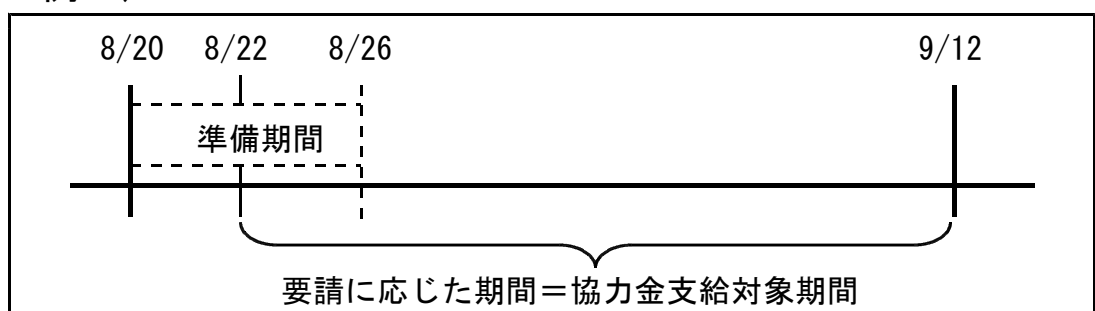
※準備期間：8月20日（金）～8月26日（木）

【変更前】

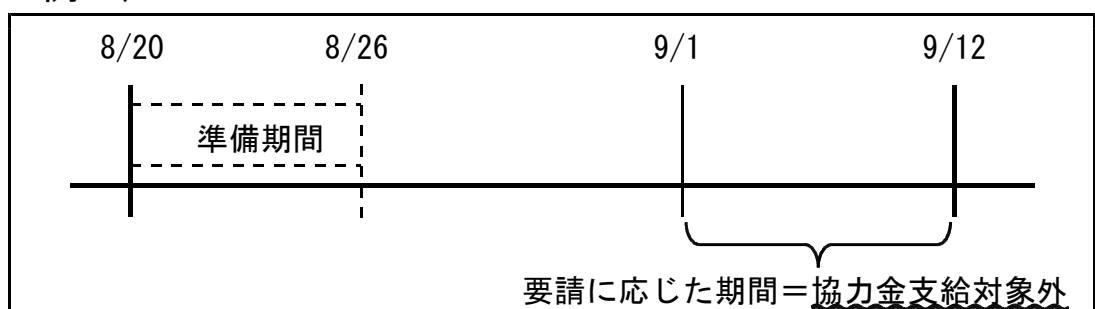


【変更後】

例 1)



例 2)



お問い合わせ先

(1) 県民の方

① 「時短要請」については

コロナ相談かごしま

・ 電話番号 099-833-3221

② 「協力金」については

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局

・ 電話番号 099-295-0286

・ 受付時間 9:00~17:00 (平日)

(2) 報道機関の方

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策室

電話番号 099-286-3376